

教職員宿舎 くらしの手引

入居したら必ず読みましょう

宮城県教育庁福利課

— 令和5年12月改正 —

はじめに

教職員宿舎は、福利厚生事業の一環として安定した住環境を提供することにより、教職員の勤務意欲の増進を図るとともに、学校教育の円滑な運営に資するため、宮城県が設置しているものです。

一般の賃貸住宅とは異なり、「県職員宿舎規則」及び「県職員宿舎規則の施行について（依命通達）」により、管理に関する必要な事項が定められており、それらを遵守していただくことになります。

この「くらしの手引」は、共同宿舎に居住する皆様方がお互いにより快適な暮らしができるよう、また、県民の貴重な財産である教職員宿舎の施設設備を大切にお使いいただけるよう、宿舎利用上の注意事項や諸手続きなどについてまとめたものです。大事な内容となっておりますので、ご確認いただくようお願いいたします。

目次

はじめに

1	入居にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2	入居中のこころえ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
3	入居中の各種手続きについて・・・・・・・・・・	P 3
4	入居者が負担する修繕等の基準・・・・・・・・・・	P 4
5	快適な宿舎生活のために・・・・・・・・・・	P 5
6	退居にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
7	宿舎の明け渡し・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
8	宿舎管理者の連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8
	県職員宿舎規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別紙
	県職員宿舎規則の施行について（依命通達）	別紙

1 入居にあたって

(1) はじめに

- イ 宿舎管理者（P 8 参照）から鍵を受け取ります。
- ロ 貸与承認を受けた日から 10 日以内に入居してください。
- ハ 入居後 3 日以内に入居届を宿舎管理者へ提出してください。
- ニ 設備等に不具合がないか入居時に確認し、不具合がある場合は速やかに宿舎管理者へ連絡してください。
- ホ 宿舎代表者（自治会長等）へ入居した旨を連絡してください。

(2) 引越しのときの注意

- イ 電気、水道、ガス等の公共料金使用開始の手続きは各自で行ってください。
- ロ 引越荷物の搬入については、ベランダや窓の手すりを使用しての吊り上げは禁止します。
- ハ 犬、猫、鳥等の動物は飼育できません。

(3) 駐車場について

- イ 敷地内の自動車保管場所を使用する場合は必ず宿舎管理者の承認を受けてください。
- ロ 原則として 1 世帯 1 台の駐車となります。（駐車場がない宿舎もあります。）
- ハ 緊急車両の通行の妨げとなりますので、指定された場所以外への駐車や路上駐車は絶対にしないでください。

(4) 宿舎料について

- イ 毎月給与控除により、納入していただきます。ただし、月の途中での入退居の場合は、納入通知書により納入していただく場合があります。
- ロ 給与控除対象外の方は、毎月納入通知書を発行しますので、指定期日までに納入してください。
- ハ 月の途中での入退居は日割り計算となります。

(5) 自治会活動について

各宿舎においてはそれぞれ自治会が組織されております。自治会活動には積極的に参加して、より快適な生活に向けてお互いに協力しましょう。

また役員、係分担についても自治会毎のとりきめに従い協力しましょう。

2 入居中のこころえ

(1) 環境整備等の共同作業について

良好な住環境を保つため計画的に共同作業を行いましょう。

作業内容	摘 要
敷地内側溝等の清掃	側溝や雨水溜枡などに泥がたまると、排水が妨げられ不衛生にもなりますので、定期的に清掃を行いましょう。
敷地内の清掃、除草	雑草が伸びていると宿舎周辺にお住まいの方々にも不快感を与えます。特に夏場は雑草が伸びやすいので、早めの除草を心がけ環境整備に努めましょう。
工作物等の安全点検	遊具、フェンス、ブロック塀、自転車置場等の工作物についても定期的に点検を行い、異常がある場合は宿舎管理者へ速やかに連絡してください。
樹木の剪定、生垣の刈込	生垣等はあまり伸びないうちに剪定してください。ただし、作業に危険を伴うものについては宿舎管理者までご相談ください。
除雪、融雪	北側に面している入口は、凍結すると危険を伴います。早めの除雪・融雪を心がけ転倒事故を防ぎましょう。
建物内部の汚水、排水の共用管の清掃	共有管が詰まると階下の入居者には、汚水があふれるなどの迷惑がかかります。定期的に清掃を行いましょう。
害虫駆除	スズメバチ等の危険生物の駆除については、宿舎管理者までご相談ください。

(2) 共益費について

生活環境及び共同施設設備を良好に維持するための共有で使用する下記の費用については、共益費として皆さんで負担していただくことになります。

- イ 共有部分の電気料金、水道料金、ガス料金
- ロ 共同排水・汚水管の清掃及び詰まり直しに要する費用
- ハ 上記(1)の環境整備等共同作業に要する費用
- ニ 共同で使用する備品、消耗品(共同電灯の電球類等)の費用
- ホ その他社会通念上、借受者が共同で負担すべきと認められる費用

(3) 町内会(区会)活動について

地域住民の一員として町内会(区会)の諸活動にも進んで参加しましょう。

(4) 非常時に備えて

- イ いざという時に備えて入居者のみなさんで定期的に避難訓練を実施しましょう。
- ロ 地震に備えてタンス、テレビ等の家財道具の転倒防止措置を行いましょう。
- ハ 火災に備えて消火器具、避難器具の使い方を確認しておきましょう。

3 入居中の各種手続きについて

入居中に下記の事由が生じた場合は、各提出書類を宿舎管理者へ提出してください。

事 由	提出書類	提出期限
入居したとき ※承認を受けた日から10日以内に 入居すること	入居届 (様式第3号)	入居日から3日以内
入居後新たに自動車保管場所の貸与 を受ける場合	宿舎貸与申請書 (様式第1号)	入庫を希望する日の 7日前まで
入庫したとき(入居後新たに自動車保 管場所の貸与承認を受けた場合)	入庫届 (様式第3号の2)	入庫日から3日以内
入居期限まで入居できない場合	入居期限延長承認申請書 (様式第4号)	入居期限前すみやかに
入庫期限まで入庫できない場合	入庫期限延長承認申請書 (様式第4号の2)	入庫期限前すみやかに
毎年5月1日現在の入居状況	宿舎入居状況届 (様式第6号)	毎年5月20日
同居人数に増減があったとき	宿舎入居状況異動届 (様式第7号)	事由発生の都度直ちに
借受者が氏名を変更したとき		
居住者全員が1ヶ月以上宿舎に居住 しないとき		
貸与をうけた自動車保管場所に駐車 する車両を変更したとき		
貸与をうけた宿舎を著しく汚損し又 は破損したとき		
借受者の勤務先が変更になったとき		
家族以外の者を同居させようとする とき	宿舎同居承認申請書 (様式第8号)	あらかじめ
宿舎管理者から明渡請求を受けた場 合で明渡猶予事由に該当する場合	宿舎明渡猶予承認申請書 (様式第10号)	指定する期日まで
宿舎を明け渡す(退居する)場合	退居届 (様式第12号)	明渡予定日の7日前まで
自動車保管場所のみ明け渡す場合	退庫届 (様式第12号の2)	明渡予定日の7日前まで
☆ 大幅な模様替やアンペア数の変更などを行う場合は、宿舎管理者の承認を受けてください。		

※ 各様式は宿舎管理者が保管しております。
福利課のホームページからも一部ダウンロードできます。

4 入居者が負担する修繕等の基準

修繕には県が行う場合と、入居者が負担して行う場合があります。

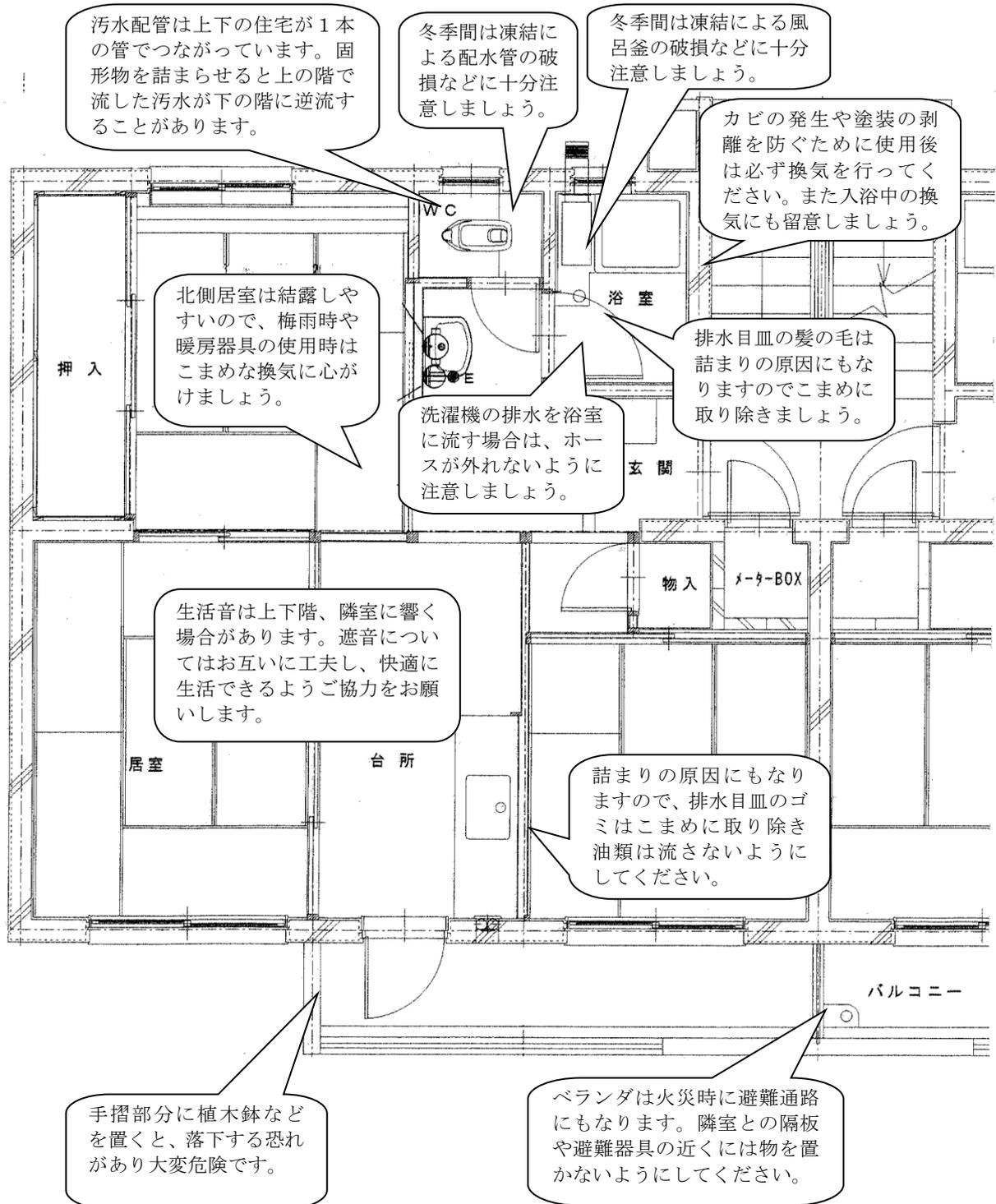
県が行う場合は、限られた予算の範囲内で、緊急度合、宿舍全体のバランス等を考慮して行いますので、早急に対応できないこともありますのでご了承ください。

なお、入居者に負担していただく修繕等の基準は、下表のほか、県職員宿舍規則の施行について（依命通達）及び別紙「職員宿舍修繕負担区分」のとおりです。

区分	入居者負担の内容
建具 畳等	<ul style="list-style-type: none"> 障子、ふすま（戸ふすまを含む）の張替え（障子は一枚単位、ふすまは原則として一組単位とする。）中棧の補修、硝子の入替え及びパテの詰替え。 把手、引手、錠（箱錠の取替えを除く）鍵、ちょう番、戸車、網戸の網、その他建具附属器具類の補修及び取替え。ただし、ドアクローザーの取替えを除く。 畳の表替え又は裏返し 壁の塗替え及び壁クロス等の張替え（原則として一面単位とする。）
電気 設備	<ul style="list-style-type: none"> 呼鈴の設置又は補修 電球、蛍光灯、笠（グローブ）、スイッチ、コンセント、換気扇等の補修又は取替え
給水 設備	<ul style="list-style-type: none"> 水道蛇口の補修又は取替え 水道管の保温巻の取替え（地下埋設部分（躯体埋込部分を含む。以下同じ。）を除く。） 凍結による漏水の補修（地下埋設部分を除く。）
排水 設備	<ul style="list-style-type: none"> 排水目皿、洗面器、手洗器等の栓及び鎖等の取替え 排水管、排水トラップ、溜ます等の清掃及び詰まり直し 溜ますふたの補修又は取替え フラッシュバルブ及びロータンの部品の修理又は取替え
衛生 設備	<ul style="list-style-type: none"> 便器の便座、便ふた及びちょう番の補修及び取替え 水洗便所のパッキングの取替え 便所内部品（ペーパーホルダー、タオル掛等）の設置又は取替え 水洗便所の詰まり直し
ガス 設備	<ul style="list-style-type: none"> ガスコック（壁用ボックスを含む。）及びゴム管の補修又は取替え
その他	<ul style="list-style-type: none"> 浴槽のふた、スノコ、パッキング、排水栓、鎖等の補修又は取替え 風呂釜バーナー、連結水管等の補修又は取替え 棚つり並びに棚の付け替え又は補修 流し、つり戸棚、コンロ及びハンガーボード等の補修 その他1件当りの補修又は部分取替えに要する費用が小額の場合の修繕等

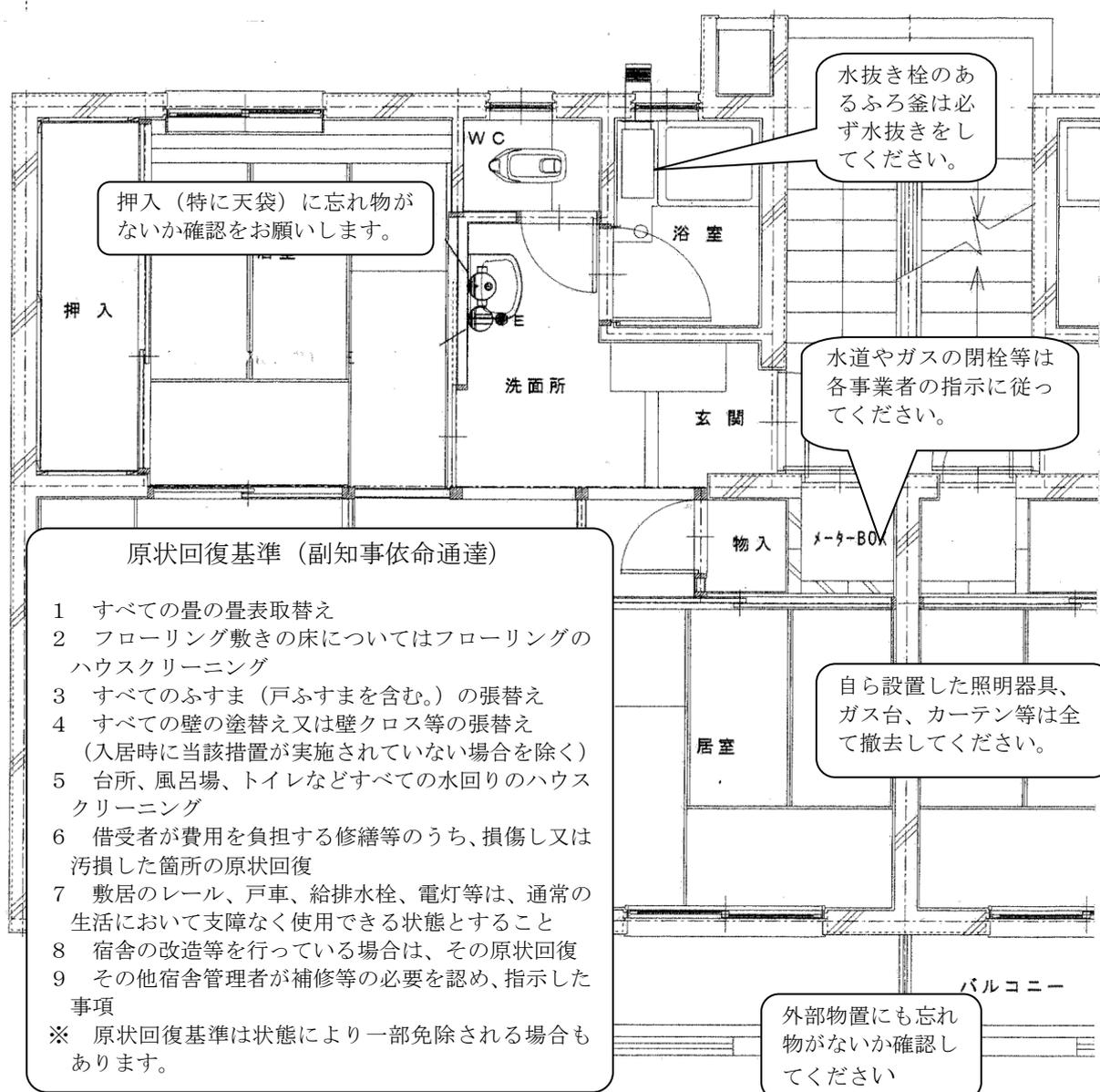
5 快適な宿舍生活のために

鉄筋コンクリート造の集合住宅の特性を理解し、ちょっとした工夫と心がけを行うことで快適な生活を送ることができるように努めましょう。



6 退居にあたって

- (1) 退居の7日前までに宿舍管理者へ退居届を提出してください。
(宿舍の自治会長へも連絡してください。)
※ 退居の予定がある場合は早めに宿舍管理者へ電話連絡をお願いします。
- (2) 退居日には荷物の運び出し、清掃等を済ませてください。
- (3) 下図を参考に宿舍管理者の指示に従い原状回復を行ってください。
- (4) 電気、水道、ガス等の公共料金の休止手続きを各自で行ってください。
- (5) 粗大ごみ等の処分は各市町村の処理方法に従い処分してください。
- (6) 宿舍の共益費等の精算をしてください。
- (7) 郵便物の転居手続きを行ってください。
- (8) 原状回復措置後、宿舍管理者の立会確認を受けて、鍵を返却してください。



7 宿舎の明け渡し

次のいずれかに該当するときは、原則として宿舎を明け渡していただきます。

- (1) 虚偽の申立てその他不正の行為により宿舎の貸与承認を受けたとき。
- (2) 宿舎の貸付料を三月以上滞納したとき。
- (3) 借受者又はその同居者が悪性の感染症にかかる等その居住が他の入居者の生活に重大な影響を及ぼす恐れが生じたとき。
- (4) 借受者の家族又は住宅の事情が著しく変化し、その居住が当該宿舎本来の用途に合致しなくなったとき。
- (5) 県職員宿舎規則又は県職員宿舎規則の施行について（依命通達）に基づく宿舎管理者の指示に違反したとき。
- (6) 下記の入居期間または年齢に達したとき。
 - イ 入居期間が20年を経過した場合
 - ロ 50歳（向山教職員宿舎に限る。）
- (7) 職員でなくなったとき。（30日以内に退居する。）
- (8) 死亡したとき。（同居者は30日以内に退居する。）
- (9) 借受者の勤務地が当該宿舎が設置されている区域内でなくなったとき（30日以内に退居する。）。
 - ・ 県南区域・・・仙台市、塩竈市、多賀城市、名取市、岩沼市、白石市、角田市、富谷市、亶理郡、黒川郡、宮城郡、柴田郡、刈田郡、伊具郡
 - ・ 県北区域・・・上記以外（ただし、東松島市と加美郡は県南と県北の両方の地域に含まれます。）
- (例) 石巻共同宿舎に入居し石巻高校に勤務している方が人事異動により塩釜高校に勤務することとなった場合は、県北区域にある勤務地から県南区域の勤務地への異動であるため石巻共同宿舎を退居していただくこととなります。
- (10) 当該宿舎について県の事務又は事業の運営の必要に基づきその明け渡しを請求されたとき。
- (11) 県において当該宿舎を廃止する必要性が生じたため、その明け渡しを請求されたとき。

※ 引き続き居住することについて相当の理由があると認められるときは、明け渡しが承認される場合もありますので、あらかじめ宿舎管理者へご相談下さい。

8 宿舎管理者の連絡先

各教職員共同宿舎の宿舎管理者は下記のとおりです。

宿舎についての不明な点、他の宿舎への入居希望等がありましたら、それぞれの宿舎管理者へお問い合わせください。

宿舎名・宿舎所在地	宿舎管理者
角田地区教職員共同宿舎 〒981-1505 角田市角田字牛館 3-7	大河原教育事務所総務班 〒989-1243 柴田郡大河原町字南 129-1 電話 0224-53-3926
仙台地区向山教職員宿舎 〒982-0841 仙台市太白区向山 3-18-1	教育庁福利課企画管理班 〒980-8423 仙台市青葉区本町 3-8-1 電話 022-211-3674
石巻地区教職員共同宿舎 〒986-0832 石巻市泉町 4-11-32	東部教育事務所総務班 〒986-0850 石巻市あゆみ野 5-7 電話 0225-95-1411
迫地区教職員共同宿舎 〒987-0511 登米市迫町佐沼字八幡 2-6-15	
志津川地区教職員共同宿舎 〒986-0775 本吉郡南三陸町志津川字廻館 15-173	気仙沼教育事務所総務班 〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6 電話 0226-24-2582
館山地区教職員共同宿舎 〒988-0076 気仙沼市館山 1-6-207	
南気仙沼地区教職員共同宿舎 〒988-0056 気仙沼市上田中 1-6-5	